

## 地域指定校外就学基準

区分	許可基準等
年度途中の転居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 1 年生の途中転居であっても卒業まで就学を許可する。</li> <li>・中学校 1 年生の途中転居であっても卒業まで就学を許可する。</li> <li>・小学校卒業後、中学校への進学についても、前住所地の指定校への就学を許可する。</li> </ul>
学年・学期開始前の転居予定	転居が確定しており、その学年、学期中に異動が定かである場合は、予め転居先学区への就学を学年、学期の始めより許可する。
仮住まい	住宅建築等のため、一時的に学区外へ仮住まいをする場合は、その住宅に居住するまで就学を許可する。
留守家庭	(1)保護者が共働き等のため留守家庭となり、祖父母宅等より通学する場合、預かり先宅の学区への就学を許可する。
	(2)保護者が自営業等により、店舗等から通学する場合、その店舗等の学区への就学を許可する。
	上記(1)(2)については、小学校卒業後、中学校への進学についても、引続き指定校変更を許可する。また、事由が解消した場合も継続する。
公共事業及び災害	公共事業及び災害により学区外へ転居せざるを得ない場合、就学を許可する。小学校卒業後中学校への進学についても、引続き指定校変更を許可する。
教育的配慮等	指定校に通学することにより、その児童・生徒に身体的支障等をきたすと思われる場合、最寄りの学校への就学を許可する。
	いじめやその他の心身障害等の理由により、指定校外への就学が望ましいと認められる場合、学区外への就学を許可する。
	指定校に希望する部活動が設置されていない場合、自宅から最寄りの学校への就学を許可する。
	兄弟姉妹と同じ学校への通学を希望する場合、就学を許可する。
特別許可地区	<a href="#">狭山市立小・中学校通学区域一覧</a> (学務課 HP)参照。
地域密着性	地域の自治会や子供会へ加入し交流活動がある場合、その地域の学区への就学を許可する。
上記以外	上記の理由以外で、教育委員会が指定校変更の必要があると認める事由がある場合、就学を許可する。

所管：学務課